平成２７年（フ）第９４号
東京都港区南青山４丁目27―１―302
破産者　櫃割　弘文
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７号
神奈川県横浜市都筑区早渕１丁目21―４　サニーヒルズＣ103
破産者　鴨下　英幸
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４号
栃木県足利市真砂町７番16
破産者　株式会社おしゃれ和装
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第９０７３号
埼玉県飯能市八幡町10番28号
破産者　有限会社松下塗装工業所
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３５３号
東京都江東区福住１丁目14―２―204
破産者　小早川隆次
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３９５号
東京都荒川区南千住４丁目９―７―509
破産者　柳原　克枝
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５６５号
東京都大田区中馬込２丁目１―16―307
破産者　金山　浩之
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６０７号
神奈川県伊勢原市板戸498―11―103、住民票上の住所静岡県静岡市清水区三保3092―12
破産者　大川原久登
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６５３号
東京都世田谷区上祖師谷２―２―35　パークホームズ千歳烏山ガーデンズコートＳＷ343、住民票上の住所東京都世田谷区給田５丁目８―５―Ｃ614
破産者　廣瀬　周豪
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８９６号
東京都練馬区貫井５丁目17―６
破産者　渡辺　大樹
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９２７号
東京都渋谷区東３丁目16番９号
破産者　株式会社フロムファースト
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９２８号
東京都板橋区高島平８丁目６―６―508
破産者　新井　和志
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９４２号
千葉県千葉市花見川区幕張町４丁目544―14　幕張４丁目団地３棟204
破産者　鈴木　武喜
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９５２号
千葉県船橋市咲が丘１丁目24―７―306
破産者　大里　剛正
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９６１号
神奈川県横浜市港北区大倉山７丁目37―18―402
破産者　上村　義典
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９６８号
東京都武蔵野市境南町２丁目10―25―708、開始決定時の住所東京都三鷹市上連雀２丁目３―18―101
破産者　濱　　猛
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１６０号
千葉県千葉市緑区あすみが丘東５丁目10―１―104
破産者　古村　奈々
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２１４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10―34―102
破産者　坂尻　　均
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２１５号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10―34―102
破産者　坂尻　和美
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２３９号
東京都足立区中川５丁目13―６　ＯＲＧＥＮＴ１
破産者　谷本　享陽
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２５１号
埼玉県新座市栗原６丁目14―19―203
破産者　岩崎　傳治（旧姓本橋）
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４０１号
東京都江戸川区西小岩１丁目６―５―102
破産者　中村　　実
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部